

【第1章】「こども基本法」について学ぼう

① こども基本法って なあに？

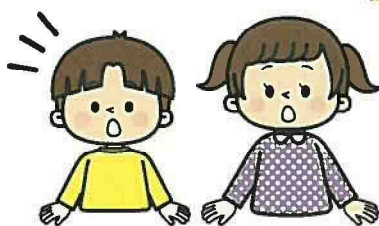


解説します。

こども基本法とは、こどもに関する取組である「こども施策」を進めるために令和5年4月にこども家庭庁がつくった法律です。



すべてのこどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせる社会を自指してつくられました。



そうなんだ。「こども施策」って、どんなことをするの？

こどもの居場所づくりやいじめ対策など、こどもがおとなになるまでの心や身体の成長をサポートすることです。



また、子育てしやすい環境づくりや相談窓口の設置などをして、子育てする人たちをサポートします。



何歳までが「こども」なの？

こども基本法では、年齢は決めていません。心と身体の成長の段階にある人を「こども」としています。

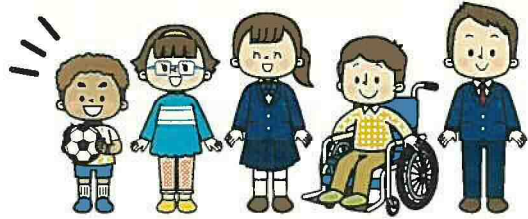


では、このこども施策の6つの大切な考え方を紹介します。

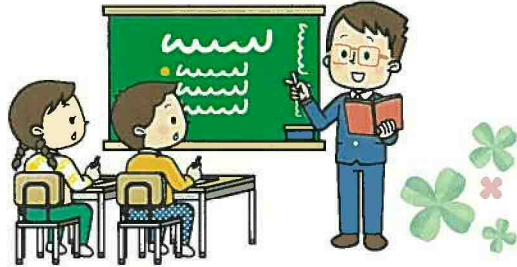
※「こども基本法」では、子どもの表記を「こども」としています。

こども施策が大切にしている6つの考え方

1 すべてのこどもが大切にされ、
基本的な人権が守られ、
差別されないこと



2 すべてのこどもが大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、
保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること



3 すべてのこどもが、
年齢や成長の程度に合わせて、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
さまざまな活動に参加できたりすること



4 すべてのこどもの意見が年齢や
成長の程度に合わせて、大事にされ、
こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること



5 子育てをしている家庭のサポートが
十分に行われること、
家庭で育つのが難しいこどもに
家庭と同じような環境が用意されること



6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること



② 「こども基本法」を知るうえで とても大切な「児童の権利に 関する条約」について知ろう

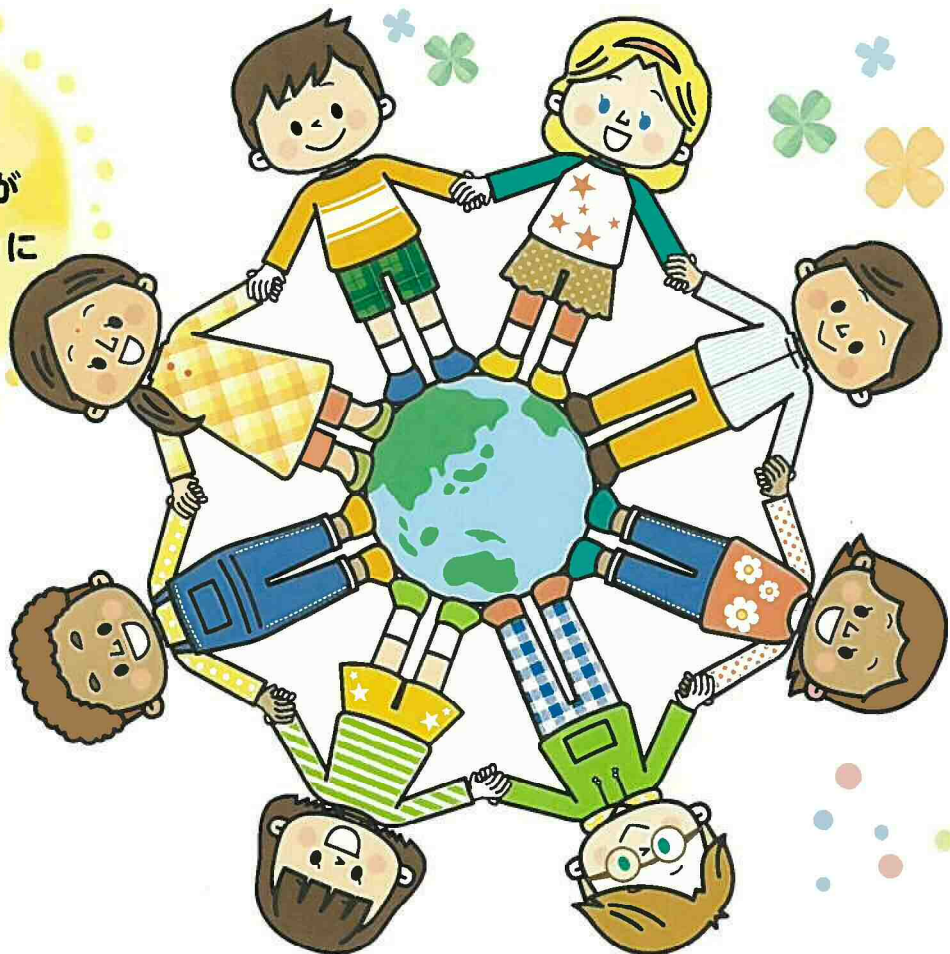


「児童の権利に関する条約」を、日本を含めて
196の国と地域が締結しています。

この条約には、児童の権利を守る4つの原則が
あります。

こども基本法でも、「児童の権利に関する条約」
の4つの原則を重要な要素として記しています。
次のページで説明します。

世界中の
子どもの権利が
認められるように
なりました

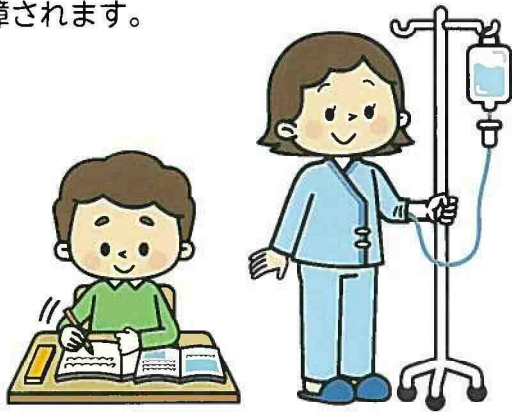


「児童の権利に関する条約」の4つの原則

～子どもの権利を考えるとときに忘れてはならない4つのポイント～

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



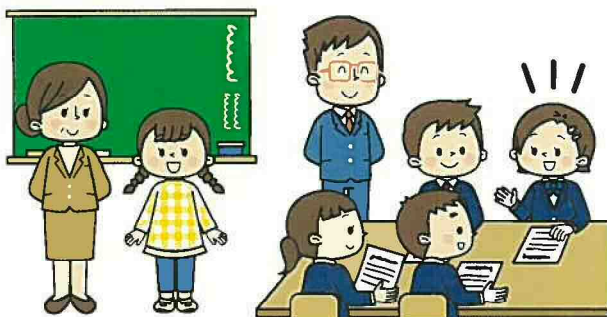
子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」の詳細は、日本ユニセフ協会ホームページをご覧ください。

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>



③ こども施策に、こどもや若者は 意見を言えるの？



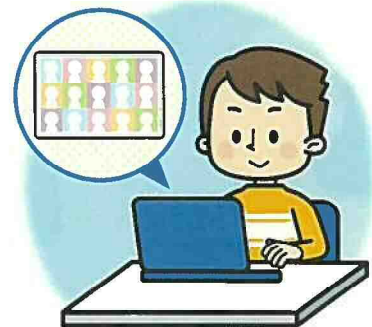
みなさんから聴いた意見を大事にして、こども施策を進めていきます。



でも、意見はどうやって言うの？



- インターネットを使ったアンケート
- 行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組
- おとなの会議へのこどもや若者のみなさんの参加
- こどもや若者を対象としたパブリックコメント(国や都道府県・市区町村が意見を募集すること)などを、考えています。



聞いた意見は
どうなるの？



例えば、聞いた意見を子ども家庭
審議会などに届けます。

そして、国や都道府県・市区町村
は、子ども施策の目的を踏まえ、聞いた
意見が実現できるかどうかを考え
ながら、子ども施策に取り組んでい
きます。

子ども施策はどう
やって進めていくの？



具体的には、国は、子どもの意見
を取り入れながら子ども施策の基本
的な方針(子ども大綱)をつくります。

この基本方針(子ども大綱)をもと
に、都道府県や市町村が「子ども計
画」をつくり、社会全体で子ども施
策に取り組んでいきます。

子ども基本法は、令和5年4月に施行されたばかりです。
国も、今、子どもの意見をどのように取り入れたらよいのか、
意見反映の方法を検討しています。

今後、国からどんな意見反映の提案があるのか、よく見てお
きましょう。

そして、意見が言えるようになった時、子どものためになる
意見をしっかり伝えましょう。

